

# 帯広市介護予防・日常生活支援総合事業 地域説明会資料



帯広市

# 介護予防・日常生活支援総合事業 (略称:総合事業)が始まる背景



# 2040年の日本の姿

- 2025年から2040年にかけて、団塊の世代が75歳から85歳以上に移行、疾病リスクが高まり**死亡者数が増加し続ける**。(高齢者数は2042年がピークとされる)
- 団塊ジュニア世代が65歳へ
- **2039は死亡者数のピーク**と予想されている。

# 医療

- 医療機関が療養の場あるいは看取りの場として機能することが難しくなる。

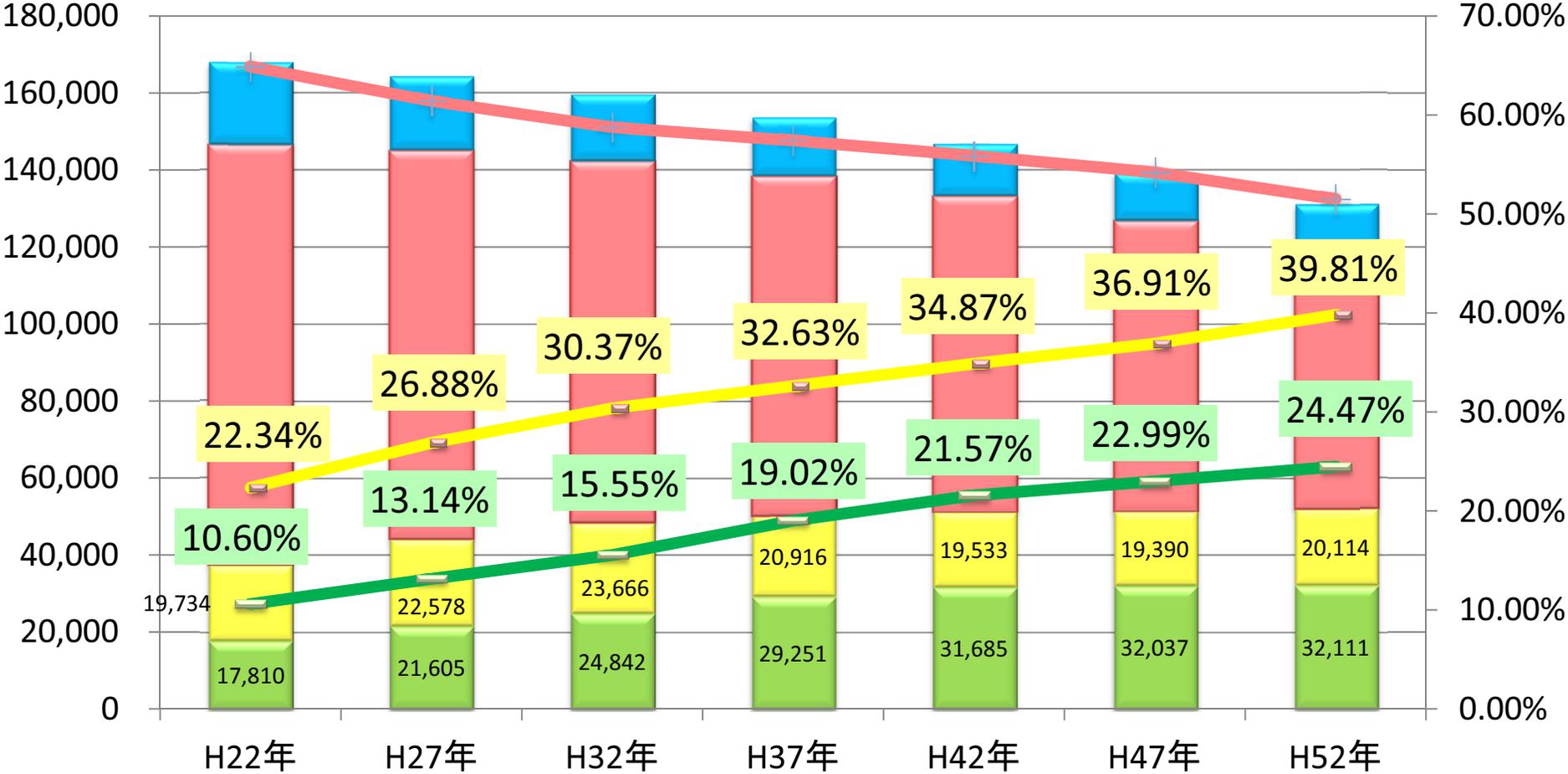
(病床数の限界、医療従事者不足)

- 在宅で治療を受け、看取られることのできる仕組みづくりが必要。



在宅医療をすすめるためには、在宅介護サービスや生活支援サービスの充実が不可欠

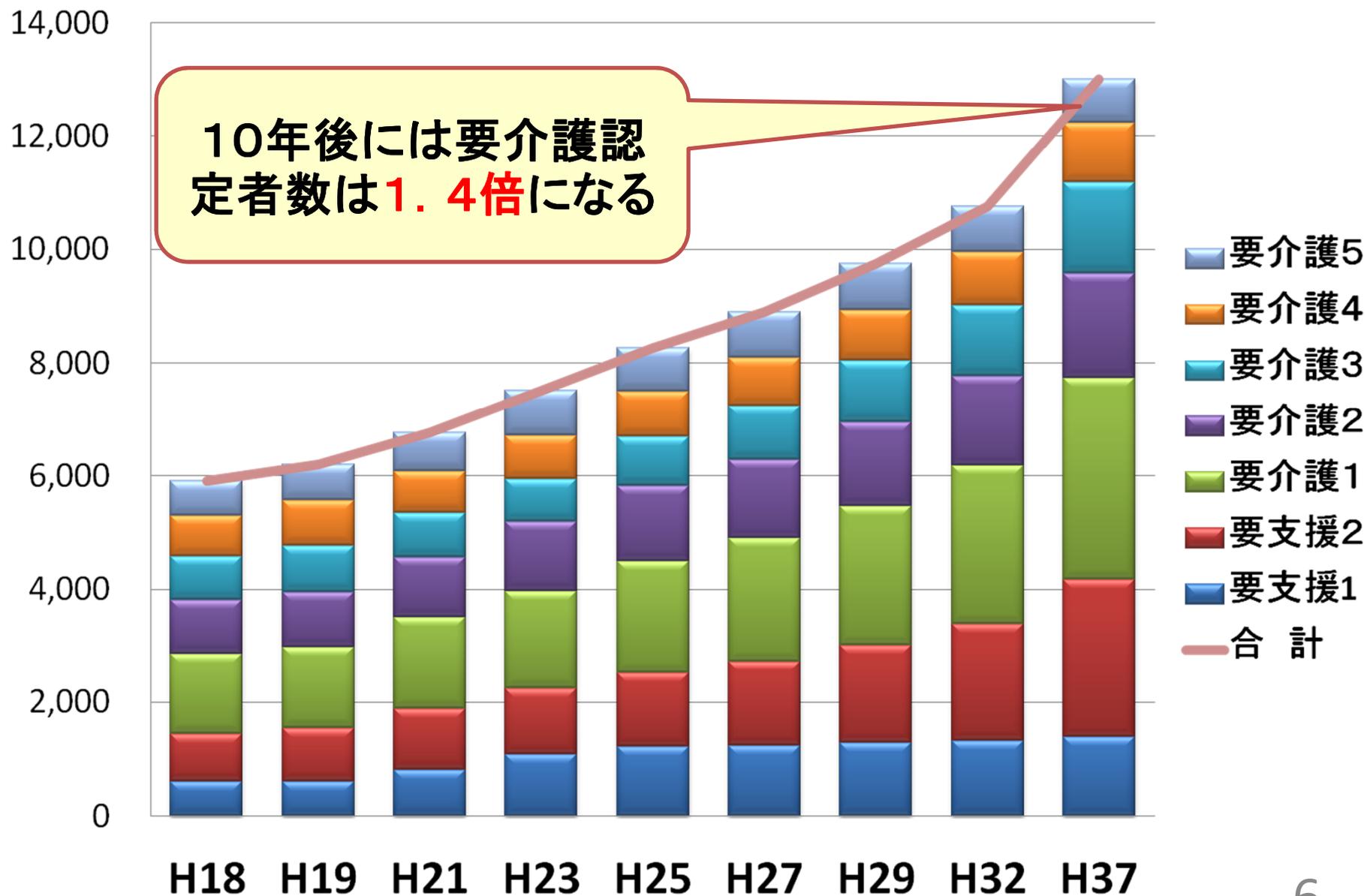
# 高齢者は増加するが、支え手は減少する(帯広市)



【国勢調査基準日時点】

- 75歳以上
- 65~74歳
- 15~64歳
- 0~14歳
- +— 15-64歳割合
- +— 65歳以上割合
- +— 75歳以上割合

# 要介護認定者の推移



## 総合事業の背景

- 2025年(平成37年)には、団塊の世代が75歳以上になる
- 1人暮らし世帯や高齢者のみ世帯が増加
- 認知症高齢者の増加
- 生活支援ニーズの拡大
- サービスの担い手不足
- 介護保険給付費の増加
- 介護予防の効果を高める必要性(元気高齢者を増やし、支えられる側から支える側に)

# 総合事業の考え方

- 地域の多様な主体による多様な生活支援を地域の中で確保
- 多くの元気な高齢者が、地域で支援を必要とする高齢者の支え手となる
- 地域で社会参加できる機会を増やすことが、介護予防につながる
- 介護専門職は中・重度者支援へ重点化

# 総合事業の開始時期

帯広市は**平成29年4月1日**

から開始します。

# 総合事業について

\* 別紙「帯広市介護予防・日常生活支援総合事業のご案内」をご参照ください。

以下はパンフレットの補足です。



# 要支援者の訪問介護、通所介護の総合事業への移行(介護予防・生活支援サービス事業)

- 多様な主体による柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、予防給付の**訪問介護、通所介護は、総合事業に移行**
- その他のサービスは、予防給付によるサービスを利用

## 予防給付によるサービス

- ・訪問介護
- ・通所介護

- ・訪問看護
  - ・訪問リハビリテーション
  - ・通所リハビリテーション
  - ・短期入所療養介護
  - ・居宅療養管理指導
  - ・特定施設入所者生活介護
  - ・短期入所者生活介護
  - ・訪問入浴介護
  - ・認知症対応型通所介護
  - ・小規模多機能型居宅介護
  - ・認知症対応型共同生活介護
  - ・福祉用具貸与
  - ・福祉用具販売
  - ・住宅改修
- など



訪問介護、通所介護  
について総合事業へ移行

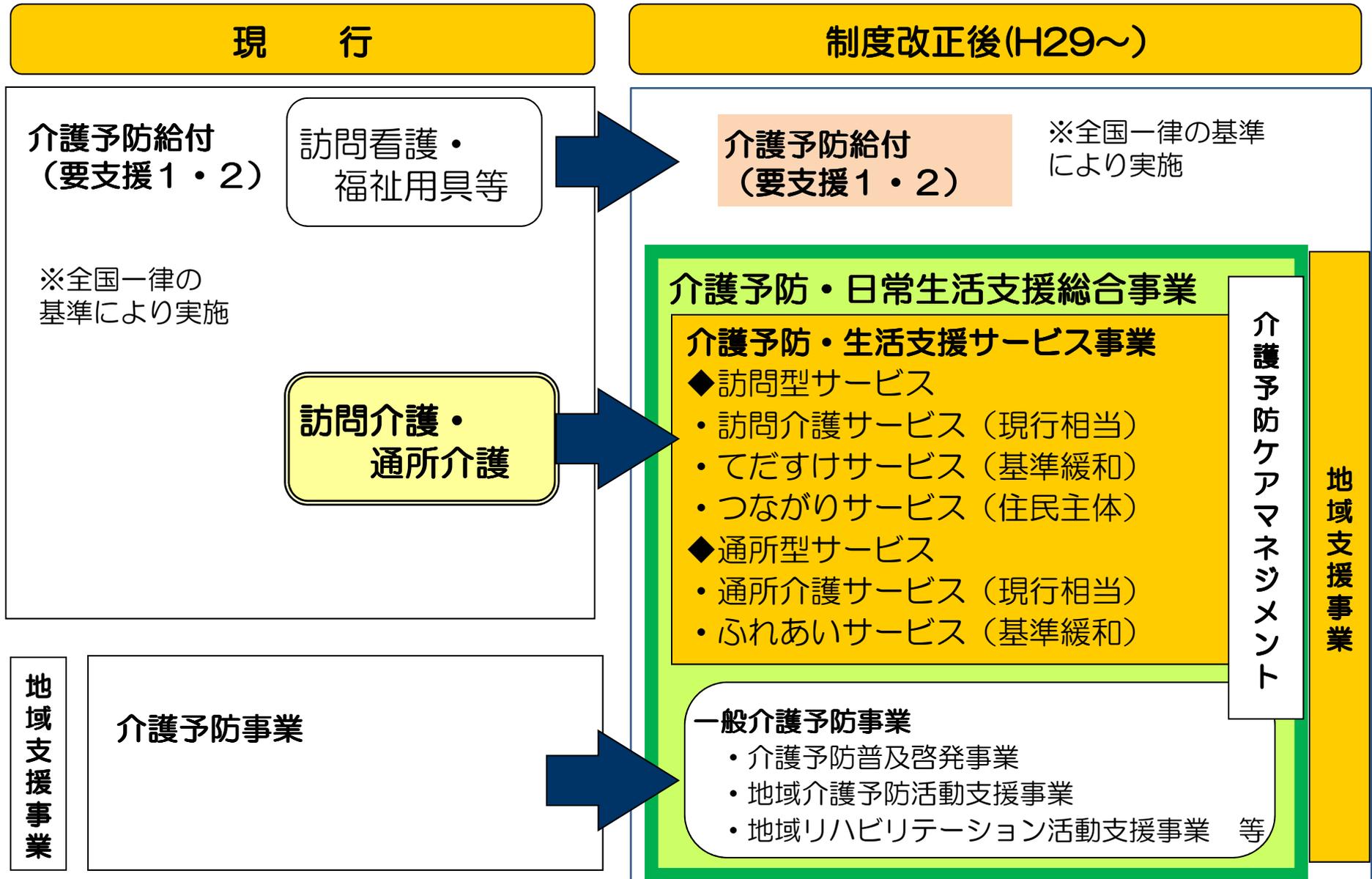
## 総合事業によるサービス (介護予防・生活支援サービス事業)

- ・訪問型サービス(3種類)
  - ・訪問介護サービス
  - ・てだすけサービス
  - ・つながりサービス
- ・通所型サービス(2種類)
  - ・通所介護サービス
  - ・ふれあいサービス

従来通り  
予防給付で行う

\* 厚生労働省の資料を一部改変

# 帯広市の介護予防・日常生活支援総合事業



## 事業対象者とは？

**総合事業**のサービスのみを利用する場合は、本人の選択により、**基本チェックリスト**と呼ばれる25項目の質問紙を実施し、該当になると「**事業対象者**」になることができます。

「事業対象者」になると、要介護認定を受けることなく、総合事業のサービスのみを利用することができます。

**総合事業パンフレット P2**

# 事業対象者になると

## 1 【要介護(支援)認定を省略できる】

総合事業のサービスのみを利用する場合は、要介護(支援)認定を省略して**基本チェックリスト**を用いて**事業対象者**とし、**迅速なサービスの利用**が可能。

## 2 【有効期限がない】

事業対象者には**有効期限がなく**、更新手続は不要。

要介護または要支援認定になるまで「事業対象者」として総合事業のサービスのみを利用することができる。

- 事業対象者となった後や、総合事業のサービスのみを利用し始めた後も、必要な時は要介護(支援)認定の申請が可能。

# 「事業対象者」が利用できるサービス

- 総合事業のサービスの**み**が利用できる。
- 総合事業のサービス以外の**予防給付や介護給付の利用はできない**ので、予防給付や介護給付が必要な場合は、従来どおり認定申請による要介護・要支援認定が必要。
- 2号被保険者は**「事業対象者」となることができない**ので、従来どおり認定申請による要介護・要支援認定が必要。要支援認定を受けたら、総合事業のサービスを利用することは可能。

# 総合事業が受けられる時期

**平成29年4月以降、新しく要支援認定を受けた方又は事業対象者となった方**

・地域包括支援センターにより総合事業のサービス利用が必要と判断された場合は、平成29年4月以降、いつでも総合事業のサービスを利用することができます。

**すでに要支援認定を受けている方**

・認定期間の終了に伴う更新の時に、要支援又は事業対象者になれば、その時点で総合事業のサービスに切り替わることができます。